

秋のがん検診



ほとんど無症状で進行するがんは、体の異変に気づいたときには取り返しのつかない状況になっていることも珍しくありません。

このようなことにならないためには、定期的な検診による早期発見がたいへん重要です。

なかでも胃がん、子宮がん、大腸がんなどは、早期に発見し、適切な治療を受ければほぼ100%治るようになってきました。

健康だと思っているときにこそ、自分のため、家族のためにがん検診を受けましょう。

■検診の内容・料金等

| 検診種別 | 検査内容 | 検査料金 | | 対象者 |
|--------|--------------------------------|--------|-------------|-------------------|
| | | 一般 | 非課税等 (※) | |
| 胃がん検診 | 胃バリウム検査 | 1,600円 | 500円 | 市内に住所を有する40歳以上の方 |
| 肺がん検診 | 胸部レントゲン検査 | 500円 | 200円 | |
| | たん 痰の検査（たばこを吸う 方等への追加検査） | 900円 | 200円 | |
| 大腸がん検診 | 便潜血検査 | 800円 | 200円 | 市内に住所を有する20歳以上の女性 |
| 子宮がん検診 | 子宮の入り口の細胞検査 | 1,600円 | 500円 | |

※非課税等とは、生活保護世帯または市民税非課税世帯の方で、減額申告書を提出した方です。

※減額申告書は、がん検診の申し込みをした方に郵送します。

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の方であっても、減額申告書の提出がない場合は一般料金となりますのでご注意ください。

■検診の日程・会場

| 検診種別 | 検診月日 | 会場 | 受付時間 |
|--------------------------|--------------|-------|---|
| 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 | 9月26日 (土) | 市民体育館 | ①6:00~6:15 ②7:00~7:15 |
| | | 公民館 | ③9:00~9:15 ④10:00~10:15 |
| 子宮がん検診 | 9月27日 (日) | 公民館 | ①9:00~9:15 ②9:30~9:45 ③10:00~10:15 ④10:30~10:45 ⑤12:30~12:45 ⑥13:00~13:15 |



申し込みは、9月4日(金)までに保健介護グループ(☎42~3213)へ

介護保険料を改定します

決定通知は今月上旬に送付します

介護保険料を決めるためには、高齢者の皆さんが住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるよう、「どのサービス」が「どれくらい必要になるのか」を見込む必要があります。

このサービス量の見込みを定めているのが「介護保険事業計画」であり、3年ごとに見直しを行っています。

このたび、平成21年度から23年度までの介護サービス量と、これに必要な費用の計算を行った結果、保険料の基準額を47,160円（月額3,930円）とし、併せて各段階における年間保険料を次のとおり決定しました。

■各段階別の年間介護保険料

| 段 階 | 対 象 者 | 算定基準 | 年間保険料 |
|-----------------|--|----------|---------|
| 第1段階 | ・老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者 | 基準額×0.5 | 23,580円 |
| 第2段階 | ・本人と世帯の全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.5 | 23,580円 |
| 第3段階 | ・本人と世帯の全員が住民税非課税で、第2段階以外の方 | 基準額×0.75 | 35,370円 |
| 第4段階 (新たな段階) | ・本人が住民税非課税（世帯の中に課税の方がいる）で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.83 | 39,142円 |
| 第5段階 | ・本人が住民税非課税（世帯の中に課税の方がいる）で、 第4段階以外の方 | 基準額 | 47,160円 |
| 第6段階 (新たな段階) | ・本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額×1.16 | 54,705円 |
| 第7段階 | ・本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 58,950円 |
| 第8段階 | ・本人に住民税が課税されていて、 前年の合計所得金額が200万円以上の方 | 基準額×1.5 | 70,740円 |

■なぜ介護保険料が上がったの？

高齢者人口や認定者数の増加などのほか、次のものがあげられます。

▷保険料負担割合の変更 第1号被保険者(65歳以上の方)の負担割合が19%から20%になりました。

▷介護報酬の3%引き上げ 介護サービスに従事する職員の待遇を改善することを目的に、介護報酬が3%引き上げられました。

これらにより、計算上では基準額が49,980円（月額4,165円）となりますが、空知中部広域連合では次の抑制策をとり減額することとしました。

■保険料の上昇抑制策

▷国からの特別な交付金の交付(月額52円相当の減額) 介護報酬が3%引き上げられますが、この影響額のうち、平成21年度は全額を、同22年度はその半額について交付金が交付されるため、保険料を軽減します。

▷介護保険事業基金の取り崩し(月額183円相当の減額) 過去の介護保険料剰余金を積み立てた基金を取崩し、保険料を軽減します。



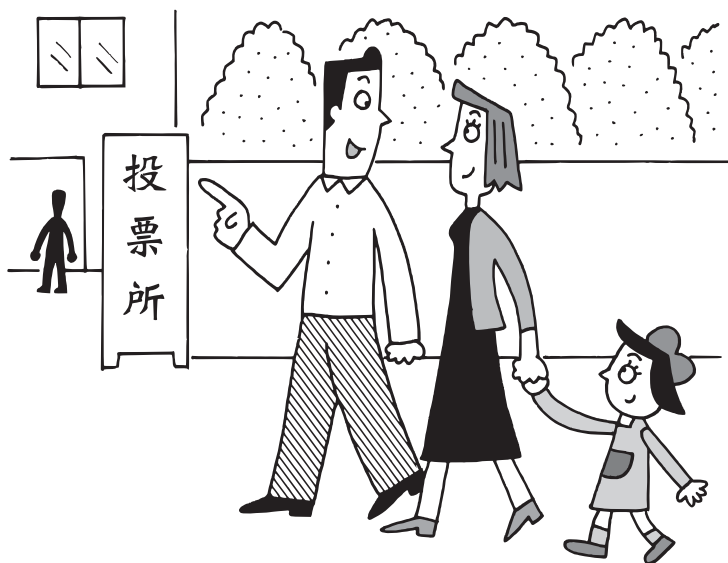
問い合わせ
空知中部広域連合
事務局介護保険係
(☎66~2152)

8月30日(日)は、衆議院議員総選挙の投票日です 最高裁判所裁判官国民審査

衆議院の解散により、第45回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

わたしたち国民の声を国政に反映させ、未来につなげるたいせつな選挙です。あなたの貴重な一票を棄権しないで、必ず投票しましょう。

お出かけ前に、家族みんなで。



投票時間は午前7時から午後8時まで
開票は即日午後9時から公民館で

投票方法

今回の投票は3種類あり、衆議院議員選挙のうち、①小選挙区選挙では候補者名を、②比例代表選挙では政党等の名称を、それぞれの投票用紙に記入してください。③最高裁判所裁判官国民審査では、やめさせたい裁判官がいるときは投票用紙の所定欄に×印を記入してください。

本市で投票できる方

次の二つの要件のどちらにも該当する方です。
▼年齢要件 平成元年8月31日までに生まれた満20歳以上の日本国民。
▼住所要件 平成21年5月17日までに本市に転入、住民登録をし、引き続き投票日(期日前投票日含む)まで居

住している方。

※平成21年5月18日から投票日までの間に市外へ転出した方は、住所要件により転出市区町村の選挙人名簿ではなく、本市の選挙人名簿に登録されることから、本市で投票することになります(ただし、小選挙区選挙

は北海道10区。

投票所入場券の発送

8月18日ころにお手元に届くよう、世帯ごとにまとめて封書で郵送します。
予定日を過ぎても届かないときは市選挙事務局へ問い合わせください。

【投票所と投票区域】

| 投票区 | 投票所 | 区 域 |
|-------|-----------|-------------------------|
| 第1投票区 | 公民館 | 本町第一・第二・中央・川向、東光二区・三区 |
| 第2投票区 | 上歌新栄地区集会所 | 上歌旭町・新栄町・曙町 |
| 第3投票区 | 歌神地区集会所 | 歌神一区・二区・三区・市街・社宅 |
| 第4投票区 | 神威児童センター | 神威市街・桜ヶ岡・桜沢・錦ヶ岡・神楽岡 |
| 第5投票区 | 歌志内幼稚園 | 神威美山町、中村市街・日の出・宮下町・中央団地 |
| 第6投票区 | 西小学校 | 文珠第一・第二・新泉町・しらかば団地 |
| 第7投票区 | 文珠第三町内会館 | 文珠第三 |



投票日に 用事がある方は

投票日に都合があつて投票所に行けない方は、次の制度をご利用ください。

① 期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票日に投票所に行けない場合、当日と同じように投票することができます。
▼期日前投票に必要なもの
投票所入場券（印鑑不要）

② 不在者投票

▼不在者投票ができる指定病院や指定老人ホーム等に入院・入所している方は、施設管理者に申し出て不在者投票をすることができます。

③ 郵便による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件を満たす方は、自宅等において投票用紙に記載して、選挙管理委員会に郵送することができます。また、障がいなどの内容によって代理人による記載もできます。
この制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書などの交付を受けておく必要がありますので、希望される

方は早めに市選管事務局に交付申請をしてください。



お身体の 不自由な方へ

投票所（または期日前投票所）では、身体が不自由で自分で投票用紙に記載することが困難な方には、補助者（投票所係員）が代わりに投票用紙に記入する代理投票を行います。また、目の不自由な方は点字投票をすることもできます。

希望される方は、投票所の係員へ申し出てください。



車椅子をご利用の方へ

投票所の係員が出入りの際にお手伝いしますので、お気軽に声をかけてください。また、市役所1階入口に、車椅子とインターホンを設置していますのでご利用ください。

問い合わせ

歌志内市選挙管理委員会

（市役所2階）

☎ 42-3211（代表）

内線290

花火は 楽しく 安全に

夏の風物詩となっている「花火」は、子どもから大人まで多くの皆さんが楽しめる遊びですが、開放的な気分になるだけに、使用方法や注意事項を守らないと、大きな事故や火災にもなりかねません。

事故を防ぐため、次の注意事項を必ず守りましょう。

＜消防本部予防・保安グループ ☎ 42-3255＞

花火をするときの

注意事項！

- ▼子どもだけで遊ばず、必ず大人が付き添いましょう。
- ▼点火するときはろうそくなどを使い、少しでも花火から離れるようにしましょう。
- ▼花火などに書いてある使用方法を良く読んでから遊ばしましょう。
- ▼燃えやすい物のない広い場所で行い、風があるときは中止しましょう。
- ▼必ず水を入れたバケツなどを用意してから行い、遊び終わった花火は、きちんと後かたづけをしましょう。
- ▼日ごろから、子どもたちと火の恐ろしさや、火災予防のたいせつさについて話し合ひましょう。

●●●ろうそく、線香の取扱いにご注意！●●●

お盆を迎え、お墓参りや仏壇に線香をあげる機会が多くなります。ろうそくや線香を取り扱うときは、衣服のそでなどに火がつかないように、じゅうぶんに注意しましょう。